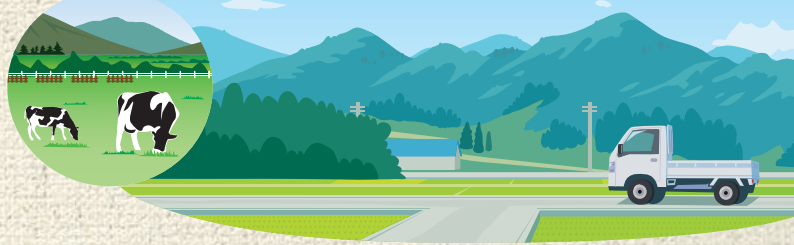


本庄市
農業委員会
だより



本庄あぐりジャーなる

HONJO AGRI JOURNAL

- 農地の売買や転用は許可が必要です …P2
- 農地の貸し借りは利用権設定をしましょう …P3
- 若手農業者の紹介・就農情報ポータルサイト …P4
- 地元野菜を使ったお店の紹介・本庄野菜のレシピ …P5
- 農地バトロールの実施・農地の賃借料情報・農業新聞・農業者年金 …P6
- 農地の賃借売買等意向調査票 …P7
- S-GAPに取り組みましょう …P8

第9号

令和4年6月15日発行

いちごの香りに誘われて♪

クラフトビールに乾杯!



本庄市小島1丁目のブルワリー「HopGear Brewing」では、埼玉県産ブランドいちご「ホップギアあまりん」を贅沢に使用したクラフトビール「ブルーイングBEER×STRAWBERRY あまりんver.」を醸造。酒舗アライさん(本庄市中央1丁目)と、こめ吉商店さん(本庄市千代田1丁目)で6月から発売しています。

宇田川いちご農園さんとタッグを組んで作られたビールについて「HopGear Brewing」のホップギア堀口聡一さんは「“あまりん”とビールの相性は素晴らしく、華やかな香りが癖になります。本庄の新たな名物として、皆さんに知っていただきたいですね。」と話しています。

取材：亀田伸一郎 農地利用最適化推進委員

Instagramで
情報発信中!



HOP_GEAR

農地の売買や転用は許可が必要です！

農地（田や畑）の売買や転用する場合は、必ず事前に「農地法」に基づく手続きが必要です。

農地を耕作する目的で、売買や贈与で農地の所有権を移転する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

また、農地を転用する場合には、農地法第4条もしくは第5条に基づく埼玉県知事の許可または農業委員会への届出が必要です。

申請する前に農業委員会事務局（市役所4階）にご相談ください。申請書は、農業委員会事務局で配付しているほか、市ホームページでダウンロードできます。



農地を耕作目的で
売買や贈与するときは

自分名義の農地を
自ら転用するときは

他人名義の農地を
購入もしくは借りて
転用するときは

農地法
3条申請

農地法
4条申請

農地法
5条申請

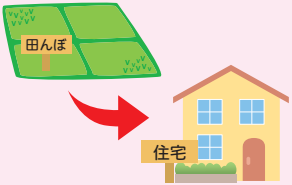
- 市街化区域、市街化調整区域の区別なく農業委員会の許可が必要です。
- 買う人（または贈与を受ける人）が、次の【要件】をすべて満たしているかを審査・審議します。

【要件】

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地と借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ② すでに耕作している農地と今回の申請農地の合計面積が5,000㎡（下限面積）以上であること。
- ③ 農作業に常時従事すること。
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。
- ⑤ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。



- 農地の転用とは、農地を住宅や駐車場など、農地を耕作以外の目的で利用することをいいます。
- 立地基準（転用可能な場所かどうか）（下図参照）や一般基準（転用の確実性があるかどうか等）の主に2つの観点から許可の判断をします。
- 申請すれば必ずしも転用が許可となるわけではありません。
- 市街化区域内の農地の転用は、届出の手続きが必要です。



農地転用の許可基準

農地の区分		許可の方針
市街化調整区域・その他の区域	農用区域内農地 市町村が定める農業振興地域整備計画において、指定された区域内の農地	原則不許可
	甲種農地 ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集团的（おおむね10ha以上）に存在し、高性能農業機械での耕作に適した農地	原則不許可 例外許可あり ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など
	第1種農地 集团的（おおむね10ha以上）に存在し、生産力の高い農地	原則不許可 例外許可あり ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など
	第2種農地 小集団で生産力が低く、市街地として発展する可能性のある農地	周辺の他の土地に立地困難な場合等に許可
	第3種農地 市街地にある農地または市街地化の傾向が著しい区域内の農地	原則許可
市街化区域		届出により転用可能

農地の貸し借りは「利用権設定」をしましょう

こんな農地はありませんか？

農地の所有者



- どこを誰が借りているのか、わからない。
- 農地の場所すらわからない。
- 突然返されたら困ってしまう。

農地の借り手



- 昔から手続きをせずに、親戚や知人から借りている。
- 耕作者が亡くなると、貸借の内容が全くわからなくなってしまう。

口約束や信頼だけの貸し借りは、契約内容がはっきりしないため、トラブルが発生するおそれがあります。

利用権設定をして、安心して貸し借りをしましょう

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地に賃借権等の権利（利用権）を設定すると、農地法の許可を受けずに農地の貸し借りが可能になります。

貸す人と借りる人の双方で届出する手続きで、契約期間や賃借料の有無、支払方法等を相談し、決まりましたら、『農用地利用権設定等申出書』に必要事項を記入・押印のうえ、農業委員会事務局へ提出してください。

※ただし、利用権設定は市街化区域以外の農地に限ります。



利用権設定のメリット

農地の所有者



- 貸した農地は期限がくれば、離作料を支払うことなく、必ず返ってきます。期限が来ても更新すれば、継続して貸すことができます。

農地の借り手



- 貸借期間中は安心して耕作できます。期限が来ても更新すれば、継続して借りることができます。
- 契約期間が明確になり、安定した営農計画が立てられます。

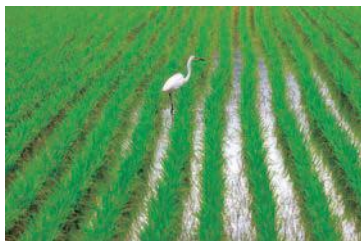
農業委員会からのお知らせ

農地法に基づく、農業委員会への許可申請の締切日は、毎月10日です。

10日までに受け付けた申請等につきましては、同月25日に開催する本庄市農業委員会総会で審議します。市街化区域以外の農地転用申請については、その後に県へ意見具申をします。

なお、届出の申請は、随時受け付けを行っています。

※締切日や総会開催日が土・日曜日、祝日の場合は、原則翌開庁日となります。



農地の無断転用は農地法違反です

農地を許可なく転用した場合や、転用許可を受けていても、許可されたとおりに転用していない場合は、農地法違反となります。

工事中止や原状回復等の命令が出されることもあり、これに従わない場合は、3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

若手農業者を紹介します



いのうえ しょうた うだがわ りゅうじ
井上 祥太さん(左)、宇田川 竜児さん(右)

「宇田川いちご農園」(本庄市新井)代表の宇田川竜児さん(31)と井上祥太さん(31)は、中学時代の同級生。
宇田川さんは農業を始めて8年目、井上さんは5年目で、二人が働いているのは宇田川さんの実家のいちご農園。そのきっかけを作ったのは、二人で農業をしようと強く説得した井上さんでした。
高校、大学は別々の二人が就農を決断した理由や今後の目標などを伺いました。

Q 就農したきっかけはなんですか？
井上さん 大学1年の授業で、日本の食料自給率の話があり、危機感を持ちました。そのときに「自分が農業をやらないうと」という使命感が出てきて、農業をやりたいと思うようになりました。
でも、私の実家は農家ではないし、土地も技術も機械もありません。よく考えたら、仲の良い宇田川君の実家が農家で、宇田川君は他業種に就

こうと考えていたようですが、「これからは農業の時代だ」と言い続けました。
宇田川さん 井上君の言葉が心に響き、二人で農業をやろうと決めました。
実家の農園は祖父母と母が営んでいて、継ごうと思いましたが、井上君と一緒にする前に他業種で経験を積もうと就職し、2年後に就農しました。

環境モニタリング装置を導入したところ、作物が求める適切な温度、湿度、二酸化炭素の濃度を保てるようになり、実付きが大幅によくなりました。

Q 今後の目標を聞かせてください。

宇田川さん 法人化を視野に、味、売上、栽培面積のすべてが日本一になることです。

井上さん 栽培技術の向上と規模を拡大したいです。二人で始めてから3年で倍の面積まで拡大しました。
一人では農業をやらなかったと思います。二人だからやれています。二人なら苦労は半分、喜びは倍ですね。
(取材：亀田伸一郎 農地利用最
適化推進委員) 令和4年3月撮影



就農情報ポータルサイト

農業をはじめると.JP

農業に興味を持たれた方、農業で働いてみたいと考え始めた方向けに役立つ情報を集めたポータルサイトです。

全国の自治体、民間企業、団体等が開催する**就農相談会**、**農業体験**、**農業研修**、**農業法人の求人情報**なども**幅広く掲載**。あなたの就農検討段階に応じた情報がきっと見つかります。

<https://www.be-farmer.jp>

※「農業をはじめると.JP」は、農林水産省の補助事業として、(一社)全国農業会議所(全国新規就農相談センター)が運営しています。



地元野菜を使ったお店を紹介します！

しゅんさい

旬菜 みつくら

屋号を割烹三蔵から『旬菜 みつくら』に変えた当店は、今年で創業44年目になります。

海、山の旬の食材を吟味し、手作りにこだわっています。季節の地元野菜をふんだんに使った料理も味わえます。また、いろいろな地域から取り寄せる日本酒もおすすめです。

お祝いには、当店自慢の『鯛めし』をどうぞお召し上がりください!! (要予約)

取材：永尾路子 農業委員



店主 さいとう こういち 齊藤 功一さん



- 住 所: 本庄市小島南2-4-5 5
- 電話番号: 0495-24-3171
- 営業時間: 17時～23時
- 定休日: 日曜日、祝日の月曜日



夏野菜のゼリー寄せ

管理栄養士監修 食から健康支え隊

本庄野菜のレシピ

本庄市保健センターで栄養面から市民の皆さまの健康を支える管理栄養士が本庄野菜を使ったレシピを紹介します。今回は「きゅうり」です。

イカときゅうりの甘辛炒め



イカは冷凍でも、生でも可です。生の場合は、内臓等の下処理をしましょう！



栗田管理栄養士(左)、吉富管理栄養士(右)

歯ごたえたっぷりの主菜です。噛む回数アップ! よく噛んで食べましょう。おつまみにも絶品ですよ!

<材料(4人分)>

きゅうり	2本	
イカ(下処理済みのもの)	約250g(1杯分)	
塩(イカ用)	ひとつまみ	
こしょう(イカ用)	少々	
小麦粉(イカ用)	適量	
サラダ油	大さじ1	
にんにく(みじん切り)	1片分	
酒	大さじ3	
鶏ガラスープの素	小さじ2	
しょうゆ	大さじ1と1/2	
砂糖	小さじ2	
ごま油	小さじ1	
七味唐辛子	お好みで	

1人分の栄養価	
エネルギー	123kcal
たんぱく質	9.7g
脂質	4.2g
塩分	2.1g

<作り方>

- ① きゅうりはヘタを切り落として、食べやすい大きさの乱切りにする。
- ② イカは縦横格子状に切れ目を入れ、食べやすい大きさに切る。水気を拭き取り、塩、こしょうをして、薄く小麦粉をまぶす。
- ③ フライパンにサラダ油を温め、にんにくを入れて軽く炒め、イカを入れて炒める。
- ④ イカに火が通ったら、きゅうりを加えて炒め合わせ、調味料(A)を加えて味付けする。
- ⑤ ごま油で香り付けし、お好みで七味唐辛子をふりかける。

調味料(A)

農地パトロールを実施します

～適切な農地の管理を心がけましょう～

本庄市農業委員会では、遊休農地の調査や違反転用の発生防止などを目的として、7月から8月の間に農地パトロールを実施します。

雑草が繁茂している遊休農地は、病害虫の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄されたり、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。農地を所有（管理）する方は、責任を持って草刈りなどの適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないように心がけましょう。

なお、遊休農地をそのままにした場合は、農業委員会から指導が行われるほか、固定資産税年税額が増大する場合があります。

また、土地の管理を行わないことで他人に損害を与えたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない場合もありますので、ご注意ください。

遊休農地とは

- ①過去1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

※ご自身で耕作できない場合は、農業委員会で借り手や買い手をあっせんしますので、『令和4年度農地の貸借売買等意向調査票』（7ページ）を切り取り、ご記入のうえご提出ください。

農地の賃借料情報のお知らせ



令和3年中に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たりの年額）は、以下のとおりです。

農地所有者と借主の合意による賃借料情報ですので、農地の賃借料を決める参考としてご活用ください。

締結（公告）された地域		田（水稲）			畑（普通畑）		
		平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
本庄地域	基盤整備地域	9,900円	15,600円	4,000円	9,900円	17,200円	3,900円
	未整備地域	9,600円	10,000円	4,500円	9,800円	14,900円	5,400円
児玉地域	基盤整備地域	5,100円	10,800円	2,500円	2,900円	6,000円	2,500円
	未整備地域	5,300円	9,700円	2,500円	3,500円	7,200円	1,600円
本庄市全体平均		8,500円			8,400円		

○賃借料が物納支給（水稲）の場合は、60kg当たり15,000円に換算しています。

○金額は、100円未満を四捨五入しています。

○本庄市全体平均は、各区分の平均額をデータ数により加重平均した金額です。



を購読しませんか

農業経営と暮らしに役立つ週刊の農業総合専門紙です。

●発行日 月4回金曜日

●購読料 月700円（税込）

お申込みは農業委員会事務局へ

節税効果が大きい公的年金

農業者年金

積立方式の終身年金。保険料は月2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で千円単位で選択。全額社会保険料控除できるので、節税しながら老後に備えられます。

加入要件

- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満

この3つの要件を満たす人は、どなたでも加入できます。

※農業者年金の内容やご相談は、最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農産物を対象に収入減少を補償

収入保険

自然災害や価格低下、けがや病気で収穫ができない等により売上が減少した場合に、その減少の一部（最大9割）を補償する保険です。新型コロナウイルスによる収入減少も対象になります。

加入要件

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※収入保険の詳細内容やお申込みの手続きは、下記へご連絡ください。

埼玉県農業共済組合 本庄支所
☎0495-21-0255

令和4年度 農地の貸借売買等意向調査票

令和 年 月 日

農地の貸借や売買のあっせんを随時受付していますので、あっせんをご希望の方は以下の項目をご記入のうえ、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、もしくは農業委員会事務局（市役所4階）、支所環境産業課（アスパアこだま2階）のいずれかにご提出ください。

提出されました調査票をもとに、市ホームページに掲載します。

※平成30年度以降に提出された調査票は継続します。

※調査票を提出後に貸借等が成立した場合は、農業委員会事務局へご連絡ください。

1. 農地所有者等の住所・氏名（貸借や売買のあっせんのために公開することに同意します。）

住 所	氏 名	電話番号
		— —

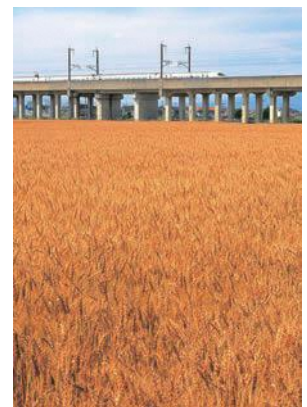
2. 農地の貸借・売買意向調査

貸したい・売りたい場合

No.	どちらかに○印	大字	字	地番	地目	面積
1	貸したい・売りたい					m ²
2	貸したい・売りたい					m ²
3	貸したい・売りたい					m ²
4	貸したい・売りたい					m ²
5	貸したい・売りたい					m ²

借りたい・買いたい場合

No.	どちらかに○印	大字	地目	面積
1	借りたい・買いたい			m ²
2	借りたい・買いたい			m ²
3	借りたい・買いたい			m ²



3. 埼玉県農林公社に貸したい・売りたい希望がある農地 (農業振興地域の農地のみ)

希望する場合は、「2.農地の貸借・売買意向調査」のNo.をご記入ください。

貸したい	
売りたい	

農業委員・農地利用最適化推進委員署名

*可能な限り、署名をもらってください。

『S-GAP』に取り組みましょう

S-GAP(エスギャップ)ってなに？

GAP (ギャップ) とは、「Good Agricultural Practice」の略で、直訳すると『良い農業のやり方』のことです。良い農業とは、**食べる人や作る人の安全と生活環境の安全に配慮した持続可能な農業**のことです。

『S-GAP (エスギャップ)』は、埼玉県が策定した GAP のことで、県では平成 26 年度から、S-GAP の普及推進を図る「埼玉県農業生産安全確認運動」に取り組んでいます。



ギャップ
GAP =

食品安全
(食べる人の安全)

+

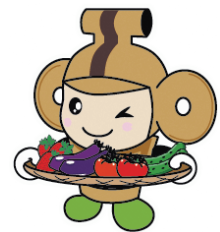
労働安全
(作る人の安全)

+

環境保全
(生活環境の安全)

取り組むのはなぜ？

普段の作業や経営管理にひそむリスクや課題を見つけ、農場の改善を進めることで、安全で効率的な生産環境を構築します。こうした農場は、販売先からも信頼され、持続的で安定した農業経営の実現が期待されます。



S-GAP(エスギャップ)農場評価制度って？

GAP は自主的な「安全確認 (自己チェック)」が基本ですが、自己チェックだけでは、自身の取り組みができていないのか分からないこともありました。

そこで、県の評価員が S-GAP に取り組む農場を訪問して、その取組具合を評価する「**農場評価制度**」が設けられています。

S-GAP 農場評価をすることで、ご自身の農場の良い点や改善点を見直すきっかけとなります。



対象者と申請先は？

埼玉県内の農業者であれば、すべての方が対象です。S-GAP 農場評価を受けてみたい方や、詳細は本庄農林振興センター (☎0495-22-6156) へお問い合わせください。

農業委員会広報広聴委員会

委員長 田端 講一
副委員長 細野 俊文
委員 金井 章夫
福島 公博
亀田 伸一郎
門倉 恒茂
永尾 路子
鈴木 誠
福田 光男
木村 文子
坂爪 裕

終息が見通せない新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの方々が厳しい生活を強いられ、さらにウクライナ情勢の深刻化で、不安は募る一方です。そのような中、農業で働きたいと希望する人が増えているとのニュースを見ました。副業としての農業を希望する人も多いというところで、コロナ禍の影響による収入の減少や、働き方の変化が背景にあるようです。農業従事者の高齢化や後継者不足という問題に長らく直面していますが、一過性のブームに終わらせず、新規就農につなげていくには、国や受け入れる農家がより働きやすい環境を整え、それを広くPRしていくことも重要になると感じました。

編集後記